

ボランティア



島根県

デコ活推進員  
募集中

あなたの力を地域の脱炭素へ

『地球温暖化防止活動推進員（デコ活推進員）』は、地域で地球温暖化対策の普及啓発などに取り組むボランティア活動です。

あなたの特技や経験、ネットワーク、そして熱意を活かして活動してみませんか？

## 委嘱期間

2024年12月1日～2026年11月30日（2年間）

## 募集期間

2024年10月31日まで

## 応募対象

島根県内在住かつ18歳以上

詳細は裏面をご覧ください

## 応募方法

下記二次元バーコード先サイトからご応募ください。

郵送、FAX、メールでのご応募も可能です。



## 応募要件

- (1) しまねエコライフサポーターに登録いただける者
- (2) 島根県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- (3) 県内市町村とその地域協議会、島根県地球温暖化防止活動推進センター、島根県及びしまねエコライフ推進会議の行う施策に協力し、行動できる者
- (4) 次にあげる要件のいずれかに該当する者
  - ア センターが実施する島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修を修了した者
  - イ 現に研究機関又は高等教育機関において環境問題に携わっている等地球温暖化対策について高度な知識、活動実績等を有すると認められる者

## 活動内容

1. 自らが日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。
2. 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。
  - (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
  - (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
  - (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
  - (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

**委嘱** 地球温暖化対策推進法第37条に基づく島根県知事の委嘱状をお渡しします。

**支援** 推進員の活動による交通費等の旅費を支給します。  
活動報告を提出された方に別途年間5千円を活動経費として支給します。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。